

広島県告示第百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和六年三月十一日までの間、縦覧に供する。

令和六年二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

加茂油木線

三 道路の区域

区 間	新旧別の敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)	備考
	新	旧		
福山市山野町大字山野字小迫八六五番地先から福山市山野町大字山野字小迫八六五番地先まで	二五・六〇 三六・二〇	二六・二〇 三六・二〇	三二・五〇	幅員減少 不用物件延長 二七・二〇 メートル 県道坂瀬川芳井線と重複

一 道路の種類

県道

二 路線名

坂瀬川芳井線

三 道路の区域

区 間	新旧別の敷地の幅員(メートル)		延長(メートル)	備考
	新	旧		
福山市山野町大字山野字小迫八六五番地先から福山市山野町大字山野字小迫八六五番地先まで	二五・六〇 三六・二〇	二六・二〇 三六・二〇	三二・五〇	幅員減少 不用物件延長 二七・二〇 メートル 県道加茂油木線と重複